

居宅介護支援重要事項説明書

(令和8年3月1日現在)

当事業所はご利用者様に対して居宅介護支援サービスを提供します。契約を締結する前に知っておいていただきたい事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。わかりにくいことがあれば遠慮なくご質問下さい。

1. 社会福祉法人清郷会の概要

| | |
|-----------|---|
| 法 人 名 | 社会福祉法人 清郷会 |
| 所 在 地 | 千葉県富里市日吉倉 1082 番地 3 電話 0476-93-1535 FAX0476-93-1506 |
| 代 表 者 氏 名 | 理事長 三橋 輝男 |
| 法 人 施 設 | 特別養護老人ホーム 九十九荘 ショートステイ 九十九荘 デイサービスセンター 九十九荘 指定居宅介護支援事業所 九十九荘 障害者支援施設 協和厚生園 生活介護事業所 日吉厚生園 障害者支援施設 十倉厚生園 多機能型事業所 デイ十倉・輝 就労移行支援事業所 ワークわく・きよさと 青空保育園 |

2. 指定居宅介護支援事業所九十九荘の概要

(1) 居宅介護支援の指定事業者番号およびサービス提供地域

| | |
|-------------|---|
| 事 業 所 名 | 指定居宅介護支援事業所 九十九荘 |
| 所 在 地 | 千葉県富里市立沢新田 192 番地 16 電話 0476-90-0505 FAX0476-29-5400 |
| 管 理 者 氏 名 | 伊藤 奈弥子 |
| 介護保険指定事業者番号 | 居宅介護支援事業者（千葉県 1274000049 号） |
| サービスを提供する地域 | 富里市 八街市 酒々井町 |

(2) 事業所の職員体制

| | 氏名 | 性別 | 基礎資格 | 業務内容 |
|-----------|--------|----|----------|----------------|
| 主任介護支援専門員 | 伊藤 奈弥子 | 女 | 介護福祉士 | 全般の管理、指揮命令 |
| 介護支援専門員 | 小林 秀樹 | 男 | 鍼灸マッサージ師 | 居宅介護支援、連絡調整 |
| 介護支援専門員 | 平野 純 | 男 | 介護福祉士 | 居宅介護支援、連絡調整 |
| 介護支援専門員 | 飯生 美智子 | 女 | 介護福祉士 | 居宅介護支援、連絡調整 |
| 事務職員 | 小川 琴代 | 女 | | 居宅介護支援に係る事務、管理 |

(3) 営業時間

| |
|---|
| 9 時 00 分 ～ 17 時 00 分 ※時間外連絡先（転送先）特別養護老人ホーム九十九荘 0476-90-0505 【24 時間対応】 |
|---|

| |
|---------------------|
| 休業日 日曜日・12月29日～1月3日 |
|---------------------|

3. 当所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

| |
|--|
| 事業所の介護支援専門員は公平・中立の立場にたつて、要援護者の有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう適切な居宅サービス計画の作成を行うことにより、在宅の要介護者を支える中核的な役割を担うものとする。 |
| 事業の実施にあつたては、市町村関係、地域の保健、医療および福祉サービス機関等との連携に努め、総合的な居宅サービス計画の作成に努めるものとする。 |
| 利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、 ・複数の事業所の紹介を求めることが可能であること ・当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能であること 介護支援専門員は利用者の求めに応じて、必要時に説明を行うものとする。 |

(2) 援助の理念

| |
|--|
| 利用者の「これだけは大事」という思いを尊重し、【自分らしく生きる】を支援する |
|--|

(3) サービス利用のために

| 事 項 | 有無 | 備 考 |
|----------------|----|---------------------------|
| 介護支援専門員の変更 | ○ | 変更を希望される方はお申し出下さい |
| 調査（課題把握）の方法 | ○ | 居宅サービス計画ガイドライン |
| 介護支援専門員への研修の実施 | ○ | 年間研修計画に沿って実施 |
| 運営規程や重要事項等の掲示 | ○ | 書面、紙ファイル、ホームページ等に掲載・公表します |

4. 料金

- (1) 居宅介護支援利用料は介護サービスの提供開始以降1ヶ月当たり_____円です。ただし、法定代理受領により当所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。
- (2) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦1ヶ月当たり_____円の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日_____の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(3) 料金表

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から支給される為、自己負担はありません。

① 基本料金

| | |
|----------|----------|
| 要介護1・2 | 1.086 単位 |
| 要介護3・4・5 | 1.411 単位 |

② 加算料金

| | |
|-----------------|--------|
| 特定事業所加算 (Ⅲ) | 323 単位 |
| 初回加算 | 300 単位 |
| 入院時情報連携加算 (Ⅰ) | 250 単位 |
| 入院時情報連携加算 (Ⅱ) | 200 単位 |
| 退院・退所加算 (Ⅰ) イ | 450 単位 |
| 退院・退所加算 (Ⅰ) ロ | 600 単位 |
| 退院・退所加算 (Ⅱ) イ | 600 単位 |
| 退院・退所加算 (Ⅱ) ロ | 750 単位 |
| 退院・退所加算 (Ⅲ) | 900 単位 |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 200 単位 |
| 通院時情報連携加算 | 50 単位 |

③ 交通費

| |
|---|
| 通常の実施地域にお住まいの方は無料です。 それ以外の地域の方は介護支援専門がご自宅へ訪問するための交通費が必要です。 ※事業所から片道概ね 15 km を越える場合に 1 km 当たり 20 円 |
|---|

④ 複写物に関わる費用

※1 枚 10 円

5. 虐待防止への取り組み

利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から、虐待や身体拘束の発生やその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の担当者を定め、取り組みます。

| | |
|-------------|--------|
| 虐待防止に関する責任者 | 伊藤 奈弥子 |
|-------------|--------|

6. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等の実施に取り組みます。

7. 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時においても業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

8. サービス内容に関する苦情について

当所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

| | | |
|----------|--|---|
| 事業所の窓口 | 担当 伊藤 奈弥子 電話 0476 - 90 - 0505 (直通) | 9 : 00 ~ 17 : 00 (休業日を除く) |
| 第三者委員の窓口 | 社会福祉法人 蛭雪学園 児童養護施設 蛭雪学園 園長 越川 和久 電話 043-496-4008 (直通) FAX043-496-6196 | 9 : 00 ~ 17 : 00 (月 ~ 金) |
| 市町村の窓口 | 富里市高齢者福祉課 電話 0476-93-4980 (直通) 八街市高齢者福祉課 電話 043-443-1491 (直通) 酒々井町健康福祉課 電話 043-496-1171 (代表) | 8 : 30 ~ 17 : 15 (土日祝日・年末年始を除く) |
| 公的団体の窓口 | 千葉県国民健康保険団体連合会 電話 043-254-7428 (直通) | 9 : 00 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 17 : 00 (土日祝日・年末年始を除く) |
| | 千葉県運営適正化委員会 電話 043-246-0294 (直通) | 9 : 00 ~ 17 : 00 (土日祝日・年末年始を除く) |

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項の説明をしました。

事業者

〈名 称〉 指定居宅介護支援事業所 九十九荘
(指定番号 1274000049 千葉県)

〈住 所〉 千葉県富里市立沢新田 192 番地 16
理事長 三橋 輝男

印

〈説明者〉

印

私は契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 〈氏 名〉

印

代理人 (続柄)

〈氏 名〉

印